

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

法律第十四号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

目次

| | |
|-----|---------------------------|
| 第一章 | 前文 |
| 第二章 | 總則（第一条・第二条） |
| 第三章 | 一時金の支給（第三条・第五十五条） |
| 第四章 | 旧優生保護法一時金認定審査会（第十六条・第二十条） |
| 第五章 | 調査等及び周知（第二十一条・第二十二条） |
| 附則 | 雜則（第二十三条・第三十条） |

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。このことに対する立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。今後、これらの方々の名譽と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第二章 総則

（趣旨）この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に關し必要な事項等を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に施行された優生保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）をいう。
2 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であつて、この法律の施行の日（第五条第三項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。
一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百六十六号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四十号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）
三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第二百五号）による改正前の優生保護法第三条第一項 第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当するこののみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

五 前各号に掲げる者のほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（次に掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）

イ 母体の保護
口 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療
ハ 本人が子を有することを希望しないこと。
二 ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者に対する希望すること。

第二章 一時金の支給

第一条 一時金の額は、三百二十万円とする。

第二条 一時金の支給
(一時金に係る認定等)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。

第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。

第五条 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。

第六条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者（届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、曾孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第二十五条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

第七条 第一項の規定による一時金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

第八条 第一項の規定による一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。
(請求書の提出等)

第九条 第一項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあっては、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した請求書（以下この条及び次条において単に「請求書」という。）を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地（これら的事情が明らかでないときは、その旨）
三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いざれも明らかでないときはその旨とする。）
四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯
五 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならない。

（都道府県知事による調査）

第十一条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会に通知し、当該請求者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

第十二条 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者が第二条第二項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 3 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法一時金認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。
- 4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 5 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- 6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があつた旧優生保護法一時金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- (関係機関等の協力)
- 第十一条** 関係機関は、第八条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による調査手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に關し利便を図るために措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得ることも、障害の特性に十分に配慮するものとする。
- (一時金の支給手続等についての周知、相談支援等)
- 第十二条** 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に關し利便を図るために措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得ることも、障害の特性に十分に配慮するものとする。
- (不正利得の徴収)
- 第十三条** 偽りその他不正の手段により一時金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該一時金の価額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- (譲渡等の禁止)
- 第十四条** 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 第十五条** 税そその他の公課は、一時金を標準として課することができない。
- 第三章 旧優生保護法一時金認定審査会**
- 第十六条** 厚生労働省に、旧優生保護法一時金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- (審査会の組織)
- 第十七条** 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもつて組織する。
- 2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関する優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- (会長)
- 第十八条** 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

- (委員の任期)
- 第十九条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 第二十条** この章に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。
- (政令への委任)
- 第二十一条** 第四章 調査等及び周知
- (調査等)
- 第二十二条** 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることがなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等(第二条第二項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。)に関する調査その他の措置を講するものとする。
- (この法律の趣旨及び内容についての周知)
- 第二十三条** 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。
- 第五章 雜則**
- (費用の負担)
- 第二十四条** 次に掲げる費用として厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める基準により、国庫の負担とする。認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用(当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。)(同号に該当するものを除く。)
- 2 第九条第一項又は第十条第三項の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用(事務費の交付)
- (戸籍事項の無料証明)
- 第二十五条** 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。
- (戸籍事項の無料証明)
- 第二十六条** 第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで(これららの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- (独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)
- 第二十七条** 厚生労働大臣は、一時金(第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。)の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(同項及び第二十九条(旧優生保護法一時金支払基金))に委託することができる。
- 2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。
- (独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)
- 第二十八条** 前条の規定により業務の委託を受けた機関は、一時金の支払及びこれに附帯する業務(以下の項及び次条において「一時金支払等業務」という。)に要する費用(一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。

(交付金)

第二十九条 政府は、予算の範囲内において、第二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。
 (厚生労働省令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
 (請求の期限の検討)

第二条 第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
 (地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

| | | |
|-----------------|---|--|
| (厚生労働省設置法の一部改正) | 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 (平成三十一年法律第十四号)第三条に規定する「一時金に關すること」 第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会」に改める。 第十三条の二の次に次の二条を加える。 (旧優生保護法 時金認定審査会) | 第五条第一項並びに第八条第一項から第三項まで (これらとの規定を同条第五項において準用する場合を含む)及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務 |
|-----------------|---|--|

第四条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項 第八十号の次に次の二号を加える。
 八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律
 (平成三十一年法律第十四号)第三条に規定する「一時金に關すること」

第六条第一項 「から第八十二号まで」を「第八十号、第八十一号、第八十二号」に改める。

第五条 (独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)
 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
 附則第五条の二の次に次の二条を加える。
 (一時金の支払の業務)

第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。
 一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等による。
 関する法律(平成三十一年法律第十四号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法
 一時金支給法」という。)第三条の一時金の支払を行うこと。

二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払を行うこと。
 三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。
 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
 3 第一项の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務

(旧優生保護法 時金支払基金)

第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む)に充てるための施設の総合的な推進に関する法律(一部改正)

第六条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施設の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項のうち厚生労働省設置法第十三条の二の次に一条を加える改正規定中「第十三条の二の次」を「第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の二の次」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 石田 真敏
 総務大臣 根本 匠